

佐賀県立図書館カラー複合機（コイン収納機を含む）の賃貸借、 通常時間外保守委託及び複写サービス単価契約に係る仕様書

1 調達する役務の名称

佐賀県立図書館カラー複合機（コイン収納機を含む）の賃貸借、通常時間外保守委託及び複写サービス単価契約

2 複写サービス提供の目的

複写サービスの提供とは、図書館における資料複写サービスの実施において常に円滑な複写サービスの提供をいう。

3 調達する役務の内容

(1) 複合機を指定する場所に設置し、図書館資料複写サービスの使用に供する。このため、常に良好な状態で複写ができるようサービスを提供すること。

(2) 複合機の設置場所は、

（住所）佐賀市城内二丁目 1-4 1

（施設名）佐賀県立図書館 2階閲覧室内

とする。

4 複写サービス料金

複写サービス料金は、複写サービス 1 枚当たりの単価(モノクロ及びカラー1 枚当たり出力単価)によるものとし、用紙代を除くすべてのサービスに要する経費を含むものとする。

5 設置機種

(1) 複合機について

- ① 設置する機器は新造機又は相当品とする。（再生機も可）
- ② 設置機種は、複写（モノクロ及びカラー）・スキャナー（モノクロ及びカラー）機能を有していること。
- ③ 設置機種は、自動原稿送り・両面印刷・ソートの各機能を有していること。
- ④ 用紙節約のため、1 ページに複数ページを縮小して印刷する機能を有すること。
1 ページに 4 ページ分以上印刷可能なこと。
- ⑤ 設置機種は、複写機能として 6 秒台（モノクロ）、8 秒台（カラー）のファーストコピー処理能力を有していること。
- ⑥ 設置機種は、高画質を確保するため 600×600dpi 以上／256 段調の高品質を有すること。

- ⑦ 複合機の大きさ（占有スペース）は、1,600mm（幅）×800mm（奥行）以内とする。
- ⑧ 複写能力について、1分当たりの複写処理能力が、次の能力を要すること。
A4横サイズ：25枚以上（カラー、モノクロ）
- ⑨ カラー印刷、モノクロ印刷、有料印刷及び無料印刷の使用実績管理ができること。
- ⑩ グリーン購入法適合製品であること。
- ⑪ 最大消費電力が、100V/15A 及び 1500W 以下であること。

（2） コイン収納機について

- ① 10 円、50 円、100 円、500 円及び 1,000 円が使用可能であること。
- ② モノクロ印刷、カラー印刷別に価格設定が可能であること。
- ③ 10 円単位でコピー価格設定が可能であること。
- ④ 連続複写が可能であること。
- ⑤ 釣銭機能を有し、入金された硬貨が釣銭収納機に空きがある場合に自動的に収納されるものであること。
- ⑥ 有料、無料の切り替えが、コイン収納機の開閉を行わずに可能であること。
- ⑦ 紙詰まりを生じた場合には、紙詰まり分に係る金銭の収納を行わず、（1）の⑧の複写枚数についても加算しないこと。
- ⑧ 占有寸法は、（幅）700mm×（奥行）400mm以下となること。

6 メンテナンスの条件

（1） 保守

トナー等の消耗品は不足が生じないように補充（使用済カートリッジ等の回収も含む）を行い、複写サービスを常時良好な状態で提供すること。

また、必要に応じて部品の交換等を行い、故障の事前予防を図ること。ただし、携帯電話回線を利用して点検や消耗品の交換情報を自動通知することは可とする。なお、これにかかる通信費用等は受託者の負担とする。

（2） 故障の修理

故障の場合は、連絡後速やかに対応を行い、60 分以内のうちに点検に着手すること。

また、平日、土曜日、日曜日、又は休日を問わず、午前 9 時から午後 9 時までの保守対応を可能とする。

（3） 消耗品の補充

トナー等の消耗品（用紙を除く）の補充について、連絡があった場合には、その翌日までに納品すること。

（4） 上記の定期点検、故障の修理又は消耗品の補充に要する経費は、複写サービス料金を含むものとする。

7 技術スタッフの確保

上記のメンテナンスを確保するため次のサービス体制をとること。

- (1) 速やかな対応を可能とするため、佐賀市内にサービス拠点となる営業所等を有すること。
- (2) 技術スタッフは、設置機種を熟知し、その点検、修理等について迅速に対応する能力を有すること。
- (3) 技術スタッフは、設置機種の保守・修理についてのメーカー資格認定取得者で、3年以上の実務経験を有するものであること。

8 複写サービス料金

複写サービス料金は、複写サービス1枚当たりの単価によるものとし、用紙代を除く全てのサービスを含むものとする。

9 セキュリティ対策

セキュリティ対策について以下を満たすこと。

ア 外部記憶媒体スロット（USBメモリ、SDカード、その他外部記憶媒体の差し込み口）及びスマホダイレクト印刷機能が無いこと

イ Wi-Fi、USB接続及び赤外線並びに、有線LANに接続している機器以外の外部機器からの通信による印刷ができないこと。

ア及びイを満たせない場合は下記のいずれかにより機能無効化を行うこと。

＜設定による機能無効化＞

- ・Administrator権限を用いた設定による機能無効化を行うこと。
- ・機能無効化した旨の業者証明を添付すること。
- ・Administrator権限を用いて設定した設定内容がわかる資料と設定方法の手引きを添付すること。
- ・Administrator権限を県側に付与しないこと。

＜物理的な対策による機能無効化＞

- ・外部記憶媒体スロットをポートガードで封鎖する等、物理的な対策による機能無効化を行うこと。
- ・機能無効化した旨の業者証明を添付すること。
- ・作業完了が確認できる写真（作業前後の写真）を添付すること

10 その他

- (1) 複合機は、令和7年6月1日午前9時から使用が可能となるよう設置すること。
また、令和7年5月31日までに設置が完了するような設置計画を、令和7年5月26日までに提出すること。
- (2) 無料複写の切り替えを行うために必要なICカード等は業者負担とし、物品の配布状況を管理し不正使用防止を図ること。ICカードを利用する場合は、2枚用いること。

また、当該物品の破損時の代替物品の提供及び紛失時は使用不可の設定を速やかに図ること。

- (3) 複合機の適切な操作方法（各種機能含む）を指導すること。
- (4) 複写サービスの提供内容を常時把握し、県の要求に応じて報告等を行うこと。
- (5) 複合機設置及び撤去に当たって、それに要する費用は、複写サービス料金に含むものとする。
- (6) サービス終了後は、複合機内のデータ消去又は記憶媒体の物理破壊を行い、証明書（物理破壊の際は写真等含む）を提出すること。
なお、この経費については、業者負担とする。
- (7) 1月あたりの印刷予定枚数はモノクロ 2,000 枚及びカラー100 枚とする。
- (8) 本仕様書の不明な点については、佐賀県立図書館 企画・情報課へ速やかに照会するものとする。